

## 令和元年度定例監査実施結果（上期）の概要

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により公表する。

1 監査実施機関数 上期分144機関（年間定例監査対象数260機関）

2 監査対象期間 平成30年度

3 監査の実施期間 平成31年4月18日～令和元年9月6日

### 4 監査の方法

定例監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿、証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項（以下「重点事項」という。）を定めて監査を実施しており、今年度は「現金収納事務は、適切に行われているか。」を重点事項として実施している。

### 5 監査結果処理区分

- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

### 6 監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項とした区分の集計は、次のとおりである。

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項											0
指導事項		40	1	10	6	20	6	1	2		86
注意事項		1	8	6	5	3	10	1	2		36
合計	0	41	9	16	11	23	16	2	4	0	122

（参考）昨年度上期の監査結果

指摘事項 0件 指導事項 92件 注意事項 54件 合計 146件

（参考：昨年度上期との比較）

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項											0
指導事項			▲8	6	▲2	3	1		▲4	▲2	▲6
注意事項		▲3	3	1	2	1	▲2	▲2	▲17	▲1	▲18
合計	0	▲3	▲5	7	0	4	▲1	▲2	▲21	▲3	▲24

### 7 指導事項の主な内容

- （1）収入（40件） 収入未済（32件）など
- （2）支出（1件） れい入を行う際、手書きの前渡資金出納書・精算書が作成されていなかったもの
- （3）給与（10件） 諸手当の支給に係る事務が適切に行われていなかったもの（8件）など

- (4) 物品 (6件) 物品管理が適正に行われていなかったもの (5件) など
- (5) 財産 (20件) 取得用地の未登記 (10件) など
- (6) 契約 (6件) 契約書の記載内容に不備があったもの (5件) など
- (7) 工事 (1件) 公共工事の契約内容が適切に運用されていなかったもの
- (8) 重点事項 (2件) 現金収納事務が適切に行われていなかったもの

## 8 注意事項の主な内容

- (1) 収入 (1件) 債権管理が適切に行われていなかったもの
- (2) 支出 (8件) 支出区分に誤りがあったもの (2件) など
- (3) 給与 (6件) 通勤手当の認定等における記入ミス (2件) など
- (4) 物品 (5件) 郵便切手類受払簿の記載に不備のあったもの (2件) など
- (5) 財産 (3件) 使用許可において公有財産台帳に正しく反映されていないもの (1件) など
- (6) 契約 (10件) 契約書に貼付すべき収入印紙の金額に誤りがあったもの (6件) など
- (7) 工事 (1件) 工事打合簿について、記載内容に不備があったもの
- (8) 重点事項 (2件) 現金領収簿等が年度ごとに更新されていなかったもの (1件) など

## 9 監査の結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、次のとおり意見を提出する。

なお、意見の内容については、監査実施機関に文書で通知し、監査の結果とともに公表する。

- (1) ゆずりはら青少年自然の里使用料収納事務委託契約において、指定管理者に使用料の収納を委託しているが、山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例第12条に「前納しなければならない」と規定されている使用料について、前納されていない事案が見受けられた。事務の効率性、利用者の利便性の向上に鑑み、適切な処理方法を検討されたい。